



# 生活環境をめざして こそつて川の美化につとめよう



みんなの手で守ってあげよう



ビンなど捨てないでよ（松原四丁目）



スコップでヨイショ（高木瀬町寄人）

秋の「川を愛する週間」が九月二十三日から十月七日までの間、佐賀市水対策市民会議を中心として、市民のみなさんの協力を得て実施されます。また、九月三十日は「川の日」でもあります。この週間に市民こそつて参加されるようお願いします。

川を愛する週間  
○月23日から10月7日まで

河川浄化市民運動として、五六年春から取り組まれている「川を愛する週間」も今秋で八回目を迎えます。この運動も回を重ねるご

とに、その輪が広がり市内の河川は、本当にきれいになっています。

ところで、秋は農業用水として水が必要な時期です。川干は行われません。ですから、今回の清掃作業は、水草の刈り取りやゴミなどの浮遊物の引き揚げが主になります。

また、川が町区の境界になつてゐるところも多いので、隣接する町区とは十分連絡をとり、清掃されない川がないようにしましよう。

なお、引き揚げられたゴミや泥土などのうち各町区で処理できないものは、市

河川課（☎243151内線373）へ連絡されると回収に来ます。今回から新たに、泥土の水切り用コンテナ（60ザン×40ザン×16ザン）を購入し、胴長やモカキなどの用具と共に貸し出しますのでご利用ください。週間中、河川パトロール車が巡回しPRを行います。

## 清流に歓声 多布施川の“水遊び場” 鯉のつかみ取り大会も

きれいな流れがよみがえってきた多布施川・護国神社東側に、今年も水遊び場をオープン。市内の川で手軽に遊べるというので、大勢のちびっ子がお母さんたちと一緒に水遊びを楽しんでいました。



トッター！

ちびっ子たちの夏休みの思い出にと、8月10日と29日に水遊び場で鯉のつかみ取り大会を開きました。

会場には、初めての催しとあって、まっ黒に日焼けしたちびっ子たちが大勢参加し、大きな鯉のつかみ取りに挑戦。見物人が見守る中で、ひと抱えもある鯉を素早く手づかみにして「トッター！」と歓声をあげ、川岸からは盛んな声援が送られました。



ちびっ子に声かける宮島市長



市では、水遊び場を今年も7月21日から8月31日までの間、開設しました。

8月12日までの22日間（うち1日は雨のため中止）に利用者は延べ7,425人、1日平均では337人になりました。最も利用者の多かった日は8月9日の432人、少ない日でも、7月23日の141人と予想をうわまわるちびっ子たちが利用し、水遊びを楽しみました。

**佐賀県  
青年会館**

佐賀市日の出一丁目21-50  
駐車場、冷暖房完備 TEL(0952)312328代

当青年会館を毎度御利用頂き  
ありがとうございます

宿泊研修会、体育強化合宿、各種会議場  
結婚式・大小宴会・立食パーティ

これからもお気軽にご利用ご愛顧頂き  
ますよう伏してお願い申し上げます。

料理部（協佐賀給食センター）



昭和59年9月1日

(3)  
ご協力に  
感謝いたします



威勢よく繰り出す大人みこし

## 納涼さがまつりに 七万人の人出

第十三回納涼さがまつり  
は八月五日、歩行者天国と  
なった中央大通りで開かれ  
ました。祭りでは、パレードから盆おどりまで多彩な  
催しが繰り広げられました。



こどもみこし、ワッショイ、ワッショイ!!



ラジオ・テレビで中継



綱引き大会で104チームが熱戦!

男子最強チームに本庄農協青年団  
佐銀ヒッパローズが女子チャンピオンチーム



“ウーン、負けられないわ、もしも、男女対抗戦があったなら、こんなスナップでは

暴力を背景にした公共料  
金の不払いと不法行為を排  
除しようと「暴力追放公共  
企業体等佐賀地区連絡協議  
会」(略称「暴追協」)が、  
発足式は、九電佐賀営業所  
会議室で開かれ、市水道  
局、市ガス局、市建設部、  
日本電信電話公社、佐賀電  
報電話局、九電佐賀営業所、  
県警本部、佐賀署から約三  
十人が出席。役員選出など  
のあと暴力追放宣言を行  
いました。協議会は、事務  
局を佐賀警察署内におき、  
いて①犯罪の予防、排除に  
必要な情報交換、②警察が  
行う暴力排除活動に対する  
協力などの活動を続けてい  
くことにしていきます。

佐賀市心身障害者  
体育大会  
△とき: 9月十六日  
(日)午前9時から  
△ところ: 勤興小学校

祭壇の使用料

| 種別 | 貸付料金           | 超過料金           | 横幅   |
|----|----------------|----------------|------|
| 特号 | 3日間<br>50,000円 | 1日<br>5,000円加算 | 3.6M |
| 1号 | 3日間<br>40,000円 | 1日<br>4,000円加算 | 2.5M |
| 2号 | 3日間<br>30,000円 | 1日<br>3,000円加算 | 2.0M |
| 3号 | 3日間<br>20,000円 | 1日<br>2,000円加算 | 1.6M |

用品(棺)の販売料金

| 種別 | 販売料金    | 用品の内容                              |
|----|---------|------------------------------------|
| 1号 | 35,000円 | 棺・棺ふとん・棺内張・骨箱・骨っぽ<br>位牌・仏衣・記録帳・その他 |
| 2号 | 30,000円 | 棺・棺ふとん・棺内張・骨箱・骨っぽ<br>位牌・仏衣・記録帳・その他 |

立派なお葬儀を!

ご利用の際は、係員が親身になり、  
お世話をいたします。

お申し込みは、佐賀市社会福祉協

議会へ。

午後五時以降、土曜日の午後及び  
日曜祝祭日、並びに年末年始は次の  
ところへご連絡ください。

お申込みは、佐賀市社会福祉協

議会へ。

△とき: 9月十六日  
(日)午前9時から  
△ところ: 勤興小学校

# よりよい市民



チームワークよく泥土あげ(紺屋町)

あの町でも、この町でも  
お父さんやお母さんが  
川の清掃に汗を流して!



水草の刈り取り中(松原川)

**許可が必要です**

市社会福祉協議会では、次の方がたから  
志に感謝しています。  
(敬称略)  
川やクリークなどの公有  
水面は、国の財産ですので、  
不法に埋め立てたり、その  
上に建物を建てたり、また、  
橋をかけることや駐車場に  
利用したりすることも罰せ  
られます。  
公有水面の占用は、五年  
ごとに更新手続きをするこ  
とが義務づけられています。  
まだ、許可、更新がお済  
みでない方や一度許可を受  
けてもその後新たに拡幅  
に引き続き公有水面占用調  
査を行い、公有水面占用被  
許可者名簿と照合のうえ、  
許可なく川の上に埠を立て  
たり、橋をかけたりしてい  
る場合には撤去などの指  
導を行っています。

川やクリークなどの公有  
水面は、国の財産ですので、  
不法に埋め立てたり、その  
上に建物を建てたり、また、  
橋をかけることや駐車場に  
利用したりすることも罰せ  
られます。  
公有水面の占用は、五年  
ごとに更新手続きをするこ  
とが義務づけられています。  
まだ、許可、更新がお済  
みでない方や一度許可を受  
けてもその後新たに拡幅  
に引き続き公有水面占用調  
査を行い、公有水面占用被  
許可者名簿と照合のうえ、  
許可なく川の上に埠を立て  
たり、橋をかけたりしてい  
る場合には撤去などの指  
導を行っています。

市社会福祉協議会では、次の方がたから  
志に感謝しています。  
(敬称略)  
川やクリークなどの公有  
水面は、国の財産ですので、  
不法に埋め立てたり、その  
上に建物を建てたり、また、  
橋をかけることや駐車場に  
利用したりすることも罰せ  
られます。  
公有水面の占用は、五年  
ごとに更新手続きをするこ  
とが義務づけられています。  
まだ、許可、更新がお済  
みでない方や一度許可を受  
けてもその後新たに拡幅  
に引き続き公有水面占用調  
査を行い、公有水面占用被  
許可者名簿と照合のうえ、  
許可なく川の上に埠を立て  
たり、橋をかけたりしてい  
る場合には撤去などの指  
導を行っています。

# 差別をどうぞ?



同和問題の学習(城東中)

まなびつつ  
差別なくそく  
きみとぼく

(鍋島小5年 原 国広君の人権に関する標語入選作品)

なぜ不合格になつたのか、私はわかりません。思い当たるのは、ただ私が被差別部落出身であるということだけです。二度と再び会社が差別しないためにも、どうして私が落ちたのかをはつきりしてください。

「不合格」? どうして…

A社の就職試験で、不合格の通知を受け取ったB子さん

大阪の和泉市M町に住む被差別部落出身のAさんは、朝仕事に出掛けようとしてポストを見ると、手紙がはいつていたので開けて見ました。中には、「部落の者は、M町からでていけ、M町会長山本常夫より」とあり、封筒には切手もはつてなく、だれかが夜のうちにほうり込んだものだと分かりました。さらに、同じ町内に住むAさんの弟の家にも、同じ文面の手紙が届けられ、またBさんの家には、一度ならず二度

大阪の和泉市M町に住む被差別部落出身のAさんは、朝仕事に出掛けようとしてポストを見ると、手紙がはいつていたので開けて見ました。中には、「部落の者は、M町からでていけ、M町会長山本常夫より」とあり、封筒には切手もはつてなく、だれかが夜のうちにほうり込んだものだと分かりました。さらに、同じ町内に住むAさんの弟の家にも、同じ文面の手紙が届けられ、またBさんの家には、一度ならず二度

いやがらせの手紙

Bさんは地元で商売をしており、こうした差別にいたたまれず、店をたんて出いでいるかとさえ思ひ悩んだといっていたので、結婚したお姉さんは、花嫁姿は、きれいでした。K高校のC子さんは、クラブ委員長として信頼も厚く、自宅通勤のできる職場」と

五十二歳で、やつと文字の勉強をはじめ、現在、つよく、たくましく差別に立ち向かって生きています。今、文字を知らない多くの人が、学習されています。

B子さんは、父を早く亡くし、苦労して兄さんと二人を育ててくれた母親のためにも、「自宅通勤のできる職場」と考へ、A社を選んだのでした。また、珠算・簿記の資格も二級を持っており、学校

法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的、又は社会的関係において、差別されない。

差別はしません。生きてゆる







